

個別労働相談

自社の労務管理でお困りのことはございませんか？働き方改革関連法が制定され、残業時間の上限規制、有給休暇の取得の義務化、同一労働・同一賃金の実現などさまざまなことが法律化されました。

残業、賃金、就業規則、労働社会保険などなど疑問に思っているにもかかわらず聞きにくいこと、悩んでいることなど、お気軽にご相談下さい。

日時

11月29日 金

午前9:00～正午

・相談時間1事業所1時間以内(上限3組)

相談料

無料

(秘密厳守)

日時

大野商工会議所 相談室

相談員

特定社会保険労務士
結 労務管理事務所 島田知明 氏



申込締切

11月25日 月 まで

下記申込書に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。

お申込み・お問合せ

大野商工会議所 中小企業相談所

E-mail

soumu@ohnocci.or.jp

TEL

0779-66-1230

FAX

0779-65-6110

キリトリ ✕

大野商工会議所 行
(FAX 65 - 6110)

個別労働相談 申込書

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
氏名		
希望相談時間 (重なった場合は調整します)	午前9時～ ・ 午前10時～ ・ 午前11時～	
希望相談時間 (該当するものに○をつけてください)	残業・賃金・就業規則・労働社会保険・その他 ()	